

(公 印 省 略)
神福高第 5 5 9 号
令和 5 年 6 月 30 日

市内有料老人ホーム管理者 様

神戸市福祉局高齢福祉課長

日本放送協会との放送受信契約の入居者等への説明について(通知)

平素は、本市の高齢福祉行政に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

先般から、有料老人ホームの入居者やそのご家族等（以下「入居者等」という。）からNHKに対し、受信契約の可否や必要な手続き等に対する問合せが増加しているところです。

つきましては、入居者等に対する不利益防止等の観点から、下記の内容について御了知いただきますようお願いいたします。

記

○契約手続きにおける入居者等への説明について

重要事項説明書については、「有料老人ホームの設置運営指導指針について」（厚生労働省老健局長通知）において、「入居者に誤解を与えることがないように必要な事項を実態に即して正確に記載すること」とされています。

有料老人ホームの居室にテレビを設置する際、必要な手続きに関して重要事項説明書の記載や入居者への説明が不十分な場合は、入居者の不利益に繋がる可能性があることから、入居者に対し「NHK受信料の窓口」を案内する等のご対応をお願いします。

また、居室にテレビを設置した場合は、入居者による手続きが必要となることについて、本市の重要事項説明書の例を添付しておりますので、参考にしていただき、重要事項説明書に明記いただくことについてご検討をお願いします。

(参考)

NHK受信料の窓口のホームページアドレス及びQRコード

・ホームページアドレス：<https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/>

・QRコード：



神戸市福祉局 高齢福祉課

TEL：078-322-5226

重要事項説明書の記載例

※2 居室の状況に応じて複数の月額プランを設定している場合は、家賃が最低価格となるプラン、最高価格となるプラン及び最多室数・戸数となるプランを含めて記載すること。

※3 「用途」を景品表示法指定告示に従ってすべて記載し、「等」で括らないこと。

(利用料金の算定根拠)

費 目	算 定 根 拠
家賃	
敷金	家賃の か月分
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない
管理費	
食費	
光熱水費	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	※ 日常生活費や日本放送協会等の放送受信料、電話代等の利用者の嗜好による経費を記載すること。

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

※ 特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は、省略可能

費 目	算 定 根 拠
特定施設入居者生活介護等に対する自己負担	
特定施設入居者生活介護等における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	